

大磯町監査公表第 8 号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年12月23日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

産業環境部産業観光課

3. 監査の範囲及び事務

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された令和2年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和2年11月5日から令和2年12月17日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和2年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である産業観光課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

農林水産経営の改善指導及び相談に関すること、農林水産業従事者の育成指導に関すること、植物疫病（鳥獣を含む。）及び家畜伝染病予防に関すること、農業用排水施設の調査・計画・整備及び維持補修に関すること、林業の振興に関すること、農地及び農業用施設の災害復旧に関すること、農業委員会との連絡調整に関すること、商工業振興施策の策定及び推進に関すること、中小企業の指導振興及び金融に関すること、商工会との連絡調整に関すること、観光事業振興施策の企画及び調整に関すること、観光資源の開発及び保存に関すること、観光行事の宣伝の企画及び実施に関すること、観光施設の設置・運営及び維持管理に関すること、海水浴場対策に関すること、大磯港指定管理に関すること、大磯港活性化に関すること等を行っている。

7. 監査の結果

令和2年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。